

2011年8月1日からベトナム簿記普及推進協議会(以下ABPV)は認定NPO法人となりました。  
みなさまの寄付金が「寄付金控除」の対象となります。

## 認定NPO法人とは・・・

NPO法人の中でも、

広く一般から支持を受け 活動や組織運営が適正に行われていて より多くの情報が公開されている  
といった点から、より公益性が高い団体であると国税庁長官が認定をした法人です。

## 寄付金が控除されます

### 個人がご寄付された場合 ～ 所得控除と 税額控除の選択制 ～

#### 所得控除

認定NPO法人への2,000円を超えるご寄付は、総所得金額から控除できます。  
手続きには確定申告が必要で、その際にABPVが発行する領収書が必要となります。

$$\text{寄付金控除の金額} = \text{寄付金額} - 2,000\text{円}$$

(控除を受けられる寄付金額は年間総所得金額の40%相当額が限度)

#### 税額控除

認定NPO法人への2,000円を超えるご寄付は、所得税から控除できます。  
手続きには確定申告が必要で、その際にABPVが発行する領収書が必要となります。

$$\text{税額控除の金額} = (\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

(控除を受けられる寄付金額は年間総所得金額の40%相当額が限度)

(税額控除額は所得税額の25%相当額が限度)

### 法人がご寄付された場合

認定NPO法人へのご寄付は、一般の損金算入限度額とは別枠で損金算入ができます。

$$\text{損金算入額} = \text{一般の寄付金に係る損金算入限度額} + \text{認定NPO法人等に対する寄付金に係る損金算入限度額}$$

(資本金等の額 × 当期の月数/12 × 2.5/1,000 + 所得の金額 × 5/100) × 1/2

### 相続や遺贈によりご寄付された場合

認定NPO法人へのご寄付は、相続税の課税から除外されます。相続や遺贈により財産を取得した方が認定NPO法人へご寄付された場合、相続税の申告時にABPVが発行する領収証を添付し申告書に必要事項を記入すると、寄付金分は相続税が課税されません。

$$\text{課税対象} = \text{相続や遺贈による財産} - \text{認定NPO法人への寄付金}$$

(相続税の申告期限までにご寄付いただいた場合に限り)

## その他

- この制度についてのお問い合わせ等は、国税庁または所轄税務署へお問い合わせください。
- 東京都にお住まいの方(個人)は個人住民税の寄付金税額控除も受けられます。  
所得税の確定申告をする際、ABPVが発行する領収書を添付し所定の用紙を添え申告をすると、所得税の寄付金控除と個人住民税の寄付金控除の両方を受けることができます。

$$\text{個人住民税からの控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 4\%$$

(税額控除額は所得税額の30%相当額が限度)

また、お住まいの市区町村でも控除対象寄付金として条例で指定している場合、個人住民税額全体から

「(寄付金総額 - 5,000円) × 10%」に相当する税額が控除されます。

詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください。

- 認定NPO法人の税制規定より寄付者名簿を国税庁に提出しています。この名簿への記載を希望されない場合はABPVへご連絡ください。尚、名簿に記載の無い方の寄付金は寄付金控除の対象とはなりませんので、ご了承ください。